

桑名市教育委員会議事録

令和8年6月29日（月）教育委員室において、桑名市教育委員会5月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（5名）

教育長	加藤 眞毅	教育委員	寺本 圭輔	教育委員	安藤 智里
教育委員	平野 智美	教育委員	服部 岳		

教育部長	片山 哲哉	学校教育課長	大喜多 啓介
次長兼学校再編推進課長	近藤 光彦	教育総務課長	石田 由佳
教育指導課長	山下 昌司	人権教育課長	水谷 公
教育総務課主幹 （施設担当）	吉村 誠幸	学校教育課主幹 （保健給食担当）	田島 由紀
学校再編推進課主幹 （小中一貫教育担当）	垣田 智一	教育指導課主幹 （生徒指導担当）	三輪 真士
教育研究所長	難波 慶子	生涯学習課長	水谷 芳春
スポーツ振興課長	林 直晋	観光課主幹（文化担当）	石神 教親
次長兼幼保支援課長	宇佐美 亮次		

書記

中川 篤史

傍聴人

2人

議題

1. 審議事項

- ・議案第12号 桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の一部改正について
- ・議案第13号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について

2. 協議事項

- ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について【非公開】

3. 報告事項

- ・次期くわなっ子教育ビジョン改訂について
- ・夏季休業中の学校閉鎖日について
- ・小・中・義務教育学校の様子について【非公開】

4. 連絡事項

- ・7月の教育委員会の行事予定について
- ・7月の教育委員会定例会 7月24日（金） 午後1時30分
- ・令和8年度第1回総合教育会議 8月28日（金） 午前9時
- ・8月の教育委員会定例会 8月28日（金） 総合教育会議終了後

【教育長】

ただいまから令和8年6月の教育委員会定例会を開催いたします。

議長は私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本委員会は無効に成立していることを御報告いたします。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書を御覧ください。

事項書の2番、協議事項の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について及び事項書3番、報告事項の小・中・義務教育学校の様子についての2件でございます。教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価については、事務局にて点検評価報告書の原案を作成いたしましたので、7月9日に予定しております有識者からの意見聴取に先立ちまして、報告書の内容について委員の皆様と協議をさせていただくものです。小・中・義務教育学校の様子については、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。したがって、これら2件については、桑名市教育委員会会議規則第5条の規定により会議を非公開といたしたいと思います。

会議を非公開とすることについて、挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員一致により、これら2件については非公開とすることに決しました。

よって、これら2件につきましては、公開案件の後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、事項書の1番、審議事項、議案第12号、桑名市立学校の教職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の一部改正について、事務局から報告をお願いします。

【学校教育課長】

学校教育課、大喜多です。よろしくお願いします。

桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱について、その手続について、改定5点をお願いします。

桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱、本日お配りしました配付資料、見え消しのほうを御覧ください。

1点目、要綱の第1条（趣旨）が、これまで「休日の部活動地域移行」となっておりましたが、今回、夏季休業中における平日勤務時間内の大会参加を対象にすることにより、「部活動の地域移行」と記載するものです。なお、本来教職員の兼職兼業は勤務時間外に従事することが基本になります。このことから、平日の勤務時間内における兼職兼業は学校運営上支障がないと判断された上で、年次有給休暇を取得し従事することとなります。

2点目です。第2条（従事の申請）については、地域クラブ活動に報酬を得て従事しようとする職員を「申請職員」とするために、「（以下、『申請職員という。』）」の記載を追記するものです。

以下申し上げます3点につきましては、文部科学省発出の教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱（ひな型）に合わせ、条文の追記を行うものです。

3点目、第3条（従事の許可）において、「（9）申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがないこと」「（10）その他教育委員会教育長が兼職兼業を許可することが適当でないと認める事情がないこと」の記載を追記するものです。

4点目、第5条（許可の取消し）において、「（4）申請に虚偽の内容が含まれていた場合」「（5）許可を受けた教職員または所属長から兼職兼業の許可の取消しの申出があった場合」「（6）その他教育委員会教育長が特に必要と認める場合」の記載を追記するものです。

5点目、第6条（服務）においては、教職員が地域クラブ活動へ従事することが原則として兼職兼業に当たるため、職務専念義務に基づき、教員本来の教育活動に支障が出ないように、「（1）教職員と

しての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること」、また、「(2) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと」を新たに記載するものです。

以上、5点となります。

【教育長】

ただいまの説明について、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、議案第12号、桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の一部改正について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

議案第13号、桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

教育総務課の石田です。

私からは、議案第13号、桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について御説明をさせていただきます。

お手元の議案第13号の資料の裏面の表を御覧ください。

第4条関係の別表で定めております就学援助の種類の下から2段目、新入学児童生徒学用品費等につきまして、国の補助金交付要綱において、義務教育学校の前期課程を含む小学校の年間支給額が5万7,060円から6万4,300円に、義務教育学校の後期課程を含む中学校の年間支給額が6万3,000円から8万1,000円にそれぞれ改定されたことに伴い、同様の規則改正を行うものでございます。

議案に関する説明は以上のとおりです。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

【教育長】

ただいまの説明について、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、それでは、議案第13号、桑名市就学援助条例施行規則の一部改正についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次に進ませていただきます。

事項書の3番、報告事項、次期くわなっ子教育ビジョン改訂について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育指導課長】

教育指導課の山下でございます。よろしくお願いいたします。

今年度は第5次の桑名市教育振興基本計画の策定に向けまして検討委員会を立ち上げ、その協議を進めているところでございます。その進捗について、今回、御報告をさせていただきます。

去る6月9日に第1回の検討委員会を開催いたしました。委員会設置要綱の確認や策定までのスケジュール、教育理念、基本方針等について、委員会全体で共有をいたしました。検討委員会は全部で3回を予定しております。今年度は、その全てにおいて愛知教育大学の竹川教授にアドバイザーとして御参画いただき、専門的な見地から御助言をいただきます。

本計画の策定に当たりましては、主に3つのポイントを重視しております。

1つ目は、現行の教育ビジョンの本旨を継承しつつ、本市の教育が目指すべき方向性を子供たちに育みたい力という視点から、6つの基本方針として再構成することです。これは、現行教育ビジョンでは、知・徳・体のいわゆる生きる力の枠組みで構成していたものを、子供を中心に据えた教育をさらに推進するため、子供たちに育みたい力として、自立・共生・創造という観点から再構成したものというものでございます。

2点目は、桑名市子ども権利条例の制定を踏まえ、子供たちの意見を丁寧に聞き、その声を計画や施策に反映していくことです。

3つ目は、国の教育情勢や教育政策の方向性を踏まえた横断的な視点を計画全体に盛り込み、包括的な成果につなげていくことです。また、2点目でも触れさせていただきましたように、今回は開かれた教育ビジョンを目指しておりますので、子供たちや市民の皆様の声を計画に反映するため、1学期中に児童生徒を対象としたウェブアンケートを実施いたします。加えて、秋頃にはパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様から御意見をいただく予定です。

今後は、これらの意見や検討委員会での議論を踏まえながら計画案を取りまとめ、令和9年1月頃に予定されています第2回の総合教育会議において、最終案を御報告いたします。その後、教育委員会定例会において最終の御確認をいただき、策定の運びとさせていただきたいと考えております。

御報告は以上でございます。

【教育長】

ただいまの内容について御質問はありますか。よろしいですか。

また改めて案のほうは示させていただきますので、お願いします。

では、次に進みます。

夏期休業中の学校閉鎖日について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育指導課長】

教育指導課の山下でございます。

報告事項の2つ目、夏季休業中における学校閉鎖日について御報告いたします。

資料は、夏季休業前に発出します保護者宛ての御案内文書でございます。

今年度も学校における働き方改革を推進する取組の中で、教職員のワーク・ライフ・バランスの観点から、休暇の取得推進のために、夏季休業期間に学校閉鎖日を設定したいと思います。県教育委員会が主催します会議や研修等を実施しない期間の設定を受けまして、昨年度の行事調整委員会で協議を行い、学校閉鎖日を決定いたしました。

今年度の期間は、8月10日、月曜日から16日、日曜日までの7日間で、緊急時には教育委員会へ連絡を入れていただくよう保護者に周知いたします。

なお、今年度から自治体連絡機能を使って、教育委員会事務局から全保護者に向けて、デジタルによる一斉配信でお知らせをいたします。御了承願います。

報告は以上でございます。

【教育長】

それでは、ただいまの内容について御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

では、次に進みます。

事項書の4番、連絡事項について、事務局からお願いをいたします。

————— 各所属長より連絡事項 —————

【教育長】

連絡事項については、以上となります。

それでは、非公開とした議事に移らせていただきますので、傍聴の方は御退席をお願いします。

【非公開】

- ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について
- ・小・中・義務教育学校の様子について

【教育長】

それでは、以上をもちまして、令和8年6月の桑名市教育委員会定例会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

—— 午前9時37分終了 ——